

**令和 7(2025)年度
「外国高等学校出身者」および
「海外帰国生徒」対象入学**

法学部

法学科

入学試験問題

10:00～11:30 小論文(日本語)

志望学部	法学部	志望学科	法学科	受験番号		氏名	カナ 漢字	
試験科目	小論文			備考	問題		採点欄	

以下の文章は、離婚後の共同親権を可能とする「家族法制の見直しに関する要綱案」（法律案の元となるもの）を作成した法制審議会家族法制部会最終回の議事録（法務省のウェブサイトからの閲覧可能）及びその要綱案の抜粋である。それぞれを熟読して次に掲げる問 1、2 に答えなさい。なお、回答は、それぞれの解答用紙に記述すること。裏面使用可、追加解答用紙不可

- 問 1 家族法制部会議事録の①・②に入る要綱案の項目（例、第○の○）を書きなさい。
- 問 2 A 委員及び B 委員は要綱案に反対した委員である。下線部分の「お話し」の内容を明示したうえで、A 委員及び B 委員にとってその内容を議事録に残すことにどのような意味があるかについて論じなさい。

なお、共同親権の意味・是非について論じる必要はない。

法制審議会家族法制部会第 3 7 回会議議事録抜粋

A 委員 ありがとうございます。委員の A です。私はなお懸念を持っております。そ れで、この段階では二つお話しし、それから、最後の方で機会があるということです、議事録に残していただきたい少し一般的なことをお話ししたいと思っております。一つは、先ほどの御発言にもありましたが、この部会では原則、例外論を採らないのだということが合意として、あるのではないかと思いますのですが、しかし、この要綱案の（ ① ）を見ますと、（1）なのですけれども、どうしてもここに父母が共同して親権を行うというのが 先に出てきてしまうわけです。第 8 1 8 条第 3 項の規律を明確化するためにということなのですが、この（ ① ）は婚姻中の共同親権の話と、それからその次の（ ② ）に出てくる離婚後の親権者の定めというものを統一して規定したいというようなお考えで、このようにまとめられたと思うのですが、誤解を生じるのではないかという危惧がどうしても拭い切れません。ですから、第 2 の 1 については明確に、婚姻中の共同親権の規律ということで分けるべきではないかと思っております。

B 委員 ありがとうございます。B です。 まず、この要綱案と、それから附帯決議、両方に意見を述べるということだったのですが、まず、これは先ほど A 委員もおっしゃったところなのですけれども、少し違う角度で言いますと、今、報道などでも原則共同親権であるというような報道が流れているかと思います。どのように記者さんに対してレクチャーしているのかなと思うのですけれども、 とはいえ（ ① ）（1）を見ますと、若干そういう誤解を生じるようなことになっていることは、これまでも何人かの委員の方が御指摘いただいております。ただ、私どもの議事録を見ると、離婚後の原則はどちらでもないということで、それについてこの審議会で御反対されている方はいらっしゃらないと理解しておりますが、そうであれば、そこについてははっきりした、議事録に残せるような形で御意見を賜ればいいかなと思います。

C 部会長 ありがとうございます。B 委員からは、大きく分けて二つだったかと思いますが、一つは、先ほど A 委員が問題にされた点について、原則、例外ということについてこれまでの議論は議事録には残っているけれども、ここで委員や幹事の御意見を更にお伺いしたいといった御要望だったのではないかと思います。受けて受け止めました。

家族法制の見直しに関する要綱案

- 第 1 親子関係に関する基本的な規律
- 1 父母（親権者に限らない。）の責務等の明確化
- 親権の有無にかかわらず父母が負う責務や権利義務等を明確化するため、次のような内容の規律を設けるものとする。
- (1) 父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならない、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない。

(2) 父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、その子の利益のため、互いに人格を尊重し協力しなければならない。

2 親権の性質の明確化民法第818条第1項の規律を次のように改めるものとする。

親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない。

第2 親権及び監護等に関する規律

1 親権行使に関する規律の整備

民法第818条第3項の規律を明確化するため次の(1)及び(2)のような規律を設けるとともに、親権行使に関する父母の意見対立時に対応するための仕組みとして次の(3)のような規律を新設するものとする。

(1) 親権は、父母が共同して行う。ただし、次に掲げるときは、その一方が行う。

ア その一方のみが親権者であるとき。

イ 他的一方が親権を行うことができないとき。

ウ 子の利益のため急迫の事情があるとき。

(2) 父母は、その双方が親権者であるときであっても、上記(1)本文の規定にかかわらず、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使を単独ですることができる。

(3) 特定の事項に係る親権の行使（上記(1)ただし書又は上記(2)の規律により父母の一方が単独で行うことができるものを除く。）について、父母間に協議が調わない場合であって、子の利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、父又は母の請求により、当該事項に係る親権の行使を父母の一方が単独ですることができる旨を定めることができる。

2 父母の離婚後等の親権者の定め

(1) 父母が離婚をするときはその一方を親権者と定めなければならないことを定める民法第819条を見直し、次のような規律を設けるものとする。

ア 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その双方又は一方を親権者と定める。

イ～エ（略）

オ 上記ア、ウ若しくはエの協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、家庭裁判所は、父又は母の請求によって、協議に代わる審判をする。

カ（略）

キ 裁判所は、上記イ、オ又はカの裁判において、父母の双方を親権者と定めるかその一方を親権者と定めるかを判断するに当たっては、子の利益のため、父母と子との関係、父と母との関係その他一切の事情を考慮しなければならない。この場合において、次の①又は②のいずれかに該当するときその他の父母の双方を親権者と定めることにより子の利益を害すると認められるときは、父母の一方を親権者と定めなければならない。

① 父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれがあると認められるとき。

② 父母の一方が他的一方から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動（下記クにおいて「暴力等」という。）を受けるおそれの有無、上記ア、ウ又はエの協議が調わない理由その他の事情を考慮して、父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき。

令和 7(2025)年度学習院大学「外国高等学校出身者」および「海外帰国生徒」対象入学試験

※太線わく内は必ず記入してください。

志望学部	法学部	志望学科	法学科	受験番号		氏名	カナ 漢字	
試験科目	小論文			備考	解答用紙【問1】		採点欄	

※太線わく内は必ず記入してください。

This image shows a single page of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slightly textured appearance and some minor blemishes or dust specks. The left edge of the paper shows a slight shadow, suggesting it might be part of a bound notebook.